

## 四日市税務署からのお知らせ

確定申告はスマホとマイナンバーカードを利用したご自宅からのe-Taxが便利です

### 申告書作成・送信の流れ

- STEP 1** マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備  
**STEP 2** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書を作成・送信画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書の作成・送信ができます。  
 ※印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

確定申告書等作成コーナー



### ご自宅での作成が困難な方は

「所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税」の確定申告会場をご利用ください

**開設期間** 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く  
 午前9時～午後5時

**会場** ユマニテックプラザ 3階 ※前年から変更になっていますのでご注意ください。  
 駐車場はありません、公共交通機関をご利用ください。

#### 申告に必要なもの

会場ではご自身のスマホで申告していただきます。来場の際には、スマホとマイナンバーカード(2つのパスワードが必要)をご持参ください。

#### 入場には「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は当日会場で午前8時30分からの配付とLINEアプリを利用した事前入手が可能です。入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

**問合せ先** 四日市税務署 TEL 352・3141  
 ※自動音声で案内しています。相談内容に該当する番号を選択してください。

## 公開型GIS 2月から運用スタート! 「かわごえデジタルマップ」

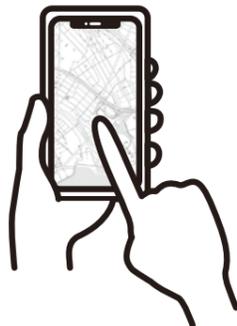
### 公開型GIS\*(Geographic Information Systemの略)

地図や画像を利用して川越町の行政情報や都市計画、防災関連情報等、暮らしに関わる地域の情報をデジタル地図にわかりやすくまとめ、公開しています。

今までは来庁して確認する必要があった行政情報を、いつでも・どこでもパソコンやスマートフォンで閲覧・検索することができます。



「かわごえデジタルマップ」



※ご利用になる前に、利用規約(ご利用上の注意、禁止する事項)を必ずご確認ください。

**問合せ先** 企画情報課 TEL 366・7112

# 確定申告 町・県民税と 所得税(復興特別所得税)

会場の混雑を避けるため、定員を設けて相談を受け付けます。  
 相談には、整理券が必要です。整理券をお持ちでない方は相談できませんのでご注意ください。



オンライン予約



**開設期間** 2月1日(木)～3月15日(金) ※土・日曜日、祝日は除く

**受付時間** 午前の部 8時40分～11時30分

午後の部 1時30分～4時30分

※午前11時30分～午後1時30分は閉場 ※3月15日(金)は午前の部のみ

**申告会場** 役場2階 203会議室

**定員** 38名 午前の部：整理券 各日20名

午後の部：オンライン予約 各日18名(午後1時30分から30分ごとに3名)

※午後の部はオンライン予約のみで、電話予約は受け付けておりません。

**整理券** 受付当日午前8時30分から配付 整理券1枚につき2名分(本人+家族1名)まで

#### オンライン予約締切

前々日(2月7日であれば2月5日まで予約可能)

2名分(本人+家族1名)申告される方については、申告者ごとに予約してください。

#### 「申告に必要なもの」 申込書の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

①事業所得、不動産所得がある方	総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書
②報酬・配当所得がある方	それぞれの支払明細書等
③給与所得・各種年金所得等がある方	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする方	領収書など令和5年中の支払いを確認できるもの
⑤生命保険料・地震保険料控除を受けようとする方	生命保険・損害保険会社等から発行された証明書
⑥障害者控除を受けようとする方	身体障害者手帳、療育手帳、65歳以上の方で障害者に準ずるとして福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」等
⑦寄附金控除を受けようとする方	寄附先からの寄附の受領証など
⑧医療費控除を受けようとする方 ※セルフメディケーション税制とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・医療費控除の明細書(受診者・病院ごとに分けて合計金額を記載したもの) ・医療費通知 ・医療費を補填された金額のわかるもの
⑨セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けようとする方 ※医療費控除とどちらか一方のみ選択できます。選択した控除は変更不可	・セルフメディケーション税制の明細書(薬局などの支払先ごとに合計金額を記載したもの) ・健康の保持増進のために一定の取り組みを行ったことを証明する書類

- ・還付以外の申告の方は、2月16日(金)から申告を受け付けます。
- ・資産や株式の譲渡所得がある方や青色申告の方は受け付けできません。ユマニテックプラザ3階所得税確定申告会場でご相談ください。
- ・会場では、町職員が確定申告書の作成を補助します。申告書や添付資料の準備や作成、内容はご自身で責任を持って確認してください。
- ・申告期限間近は、資料等の不足があった場合、申告書を返却することがあります。
- ・ご自身で作成・印刷した確定申告書は、郵送等により税務署へ提出してください。(上記開設期間内であれば役場税務課窓口へ提出できます。)
- ・確定申告書(控)への受付印が必要な方は、四日市税務署に直接ご提出ください。

#### ふるさと納税の申告漏れにご注意ください

「医療費控除の適用を受ける場合等で確定申告を行う方」や「ふるさと納税の寄附先が6団体以上の方」は、申告特例(ワンストップ特例)の申請を行った場合であっても、特例が適用されなくなりますので、すべてのふるさと納税を所得税の確定申告で申告してください。

**問合せ先** 税務課 TEL 366・7114